

## 平成27年8月から変更する介護保険制度についてのお知らせ

後志広域連合 介護保険課 (Tel.0136-55-8013)  
仁木町ほけん課介護保険係 (Tel.0135-32-2514)

①一定以上の所得のある65歳以上の方は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります。

Q. 2割負担になるのはどういう人ですか？

A. 65歳以上の方で、合計所得金額※<sup>1</sup>が160万円以上の方です。

(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)

ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額※<sup>2</sup>」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等を控除する前の所得金額をいいます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

Q. 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか？

A. 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。

Q. どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A. 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6月～7月頃に、後志広域連合から負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。

この「介護保険負担割合証」を「介護保険被保険者証」と一緒に保管し、介護サービスを利用する時は、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。

②高額介護サービス費の自己負担限度額が引き上げられます。

Q. どんな改正が行われるのですか？

A. 特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方に、相応のご負担をお願いするため、上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

区分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)【新設】
世帯内のどなたかが町民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が町民税を課税されていない方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢福祉年金を受給している方</li> <li>・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等</li> </ul>	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

③低所得者の施設利用者の食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります。

Q. どんな改正が行われるのですか？

A. これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成27年8月からは次の取扱いを追加します。

① 配偶者が町民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする。(世帯が同じかどうかは問いません。)

② 預貯金等の金額を確認し、次の基準を超える場合には負担軽減の対象外とする。

○配偶者がいる方：合計2,000万円 ○配偶者がいない方：1,000万円

※申請にあたっては、預貯金等の通帳の写し等の提出が必要となります。